



長野県報

1月7日(月)
平成25年
(2013年)
第2434号

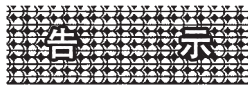
目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	1
委員長に選任された者の住所及び氏名(選挙管理委員会).....	1
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	1

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課).....	2
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案作成のための公聴会の開催(都市計画課).....	2
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(2件)(都市計画課).....	3
特定調達契約に係る一般競争入札(企業局).....	4
一般競争入札(2件)(高校教育課).....	5
一般競争入札(特別支援教育課).....	6



長野県告示第1号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡山形村7765の1、7765の4、7765の5、字清水高原7598の129、字堂ヶ入7763の2、7763の36、7763の38、7763の40、7763の42、7763の46、7763の48、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、7763の70、7763の73、7763の75、7763の78、7763の79、7763の81、7763の82、字曾倉7766の1から7766の4まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
7765の1、7765の4、7765の5、字堂ヶ入7763の2、7763の36、7763の38、7763の40、7763の42、7763の46、7763の48、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、7763の75、7763の78、7763の79、7763の81、7763の82、字曾倉7766の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

選告示第1号

平成24年12月25日開催の長野県選挙管理委員会臨時会において、委員長に選任された者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成25年1月7日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

- 1 住所 松本市蟻ヶ崎5丁目2番18号
- 2 氏名 深沢賢一郎

選挙管理委員会

選告示第2号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成25年1月7日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中「依田窪病院組合立国民健

康保険依田窪病院」を「国民健康保険依田窪病院」に、
 「町立辰野総合病院 上伊那郡辰野町大字伊那富3,351 」を
 「町立辰野病院 上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5」に改め、
 同表の不在者投票のできる老人ホーム中
 「特別養護老人ホーム ちいさがたの家 東御市祢津351-1 」
 を
 「介護老人福祉施設 こころ 東御市祢津1098番地1」
 に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年1月7日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年1月26日（土） 午前10時から
- (2) 開催場所 長野県佐久合同庁舎5階 講堂（佐久市跡部65-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成25年1月25日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成25年1月18日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所、御代田町役場
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
 なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

ます。

平成25年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人桜のわ
- 3 代表者の氏名
傳田正義
- 4 主たる事務所の所在地
長野市吉田1丁目28番15号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の方々が、地域社会の中で充実した人生を送れるよう、生活支援、介護サービス及び介護移送サービスを提供することで、高齢者の方々が自立した生活のできる、暮らしやすい社会作りに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課